

島根県商業・サービス業県外展開支援補助金実施要領

制定 令和 7 年 4 月 1 日

（通則）

第 1 条 島根県商業・サービス業県外展開支援補助金交付要綱（以下「要綱」という）に基づく、島根県商業・サービス業県外展開支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあつては、この要領に定めるところによる。

（事業区分及び内容）

第 2 条 事業区分及び事業内容は別表 1 のとおりとする。

（事業の対象要件等）

第 3 条 事業の対象要件については別表 2 のとおりとする。

（事業の対象経費等）

第 4 条 事業の補助対象経費については別表 3 のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除く。

（事業の申請）

第 5 条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第 1 号）に関係書類を添え、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

（事業者の選定）

第 6 条 県は、第 5 条により提出された申請について、別に定める審査要領に基づき審査委員会を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

2 事業者を選定する審査は別表 4 の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

（選定結果の通知）

第 7 条 県は、前条の選定の結果について、申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第 2 号）で通知するものとする。

（補助金の返還）

第 8 条 要綱第 17 条に定める補助金の返還は次の割合によるものとする。

（1）共通

①補助金の交付決定の取り消し

補助金額の 10 / 10

(2) ソフト経費に係る補助

②交付決定日から5年未満での補助事業の廃止

- ア 交付決定日から1年未満で補助対象事業を廃止した場合
補助額の10/10
- イ 交付決定日から1年以上2年未満で補助対象事業を廃止した場合
補助額の8/10
- ウ 交付決定日から2年以上3年未満で補助対象事業を廃止した場合
補助額の6/10
- エ 交付決定日から3年以上4年未満で補助対象事業を廃止した場合
補助額の4/10
- オ 交付決定日から4年以上5年未満で補助対象事業を廃止した場合
補助額の2/10

(3) ハード経費に係る補助

補助額の10/10

ただし、残存簿価相当額等の納付により全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

事業区分及び内容

事業メニュー	事業内容
①県内本社整備事業	県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社機能強化に係る事業
②県外拠点整備事業	県外店舗等の整備に係る事業

別表2 (第3条関係)

事業の対象要件等

対象要件
・「県外の大消費地など」とは、島根県から県境等で隣接する市町村以外への進出とする。また、既に県外へ進出している場合には、原則として、既存の県外店舗等が所在する都道府県から県境等で隣接する都道府県以外への進出とする。 ・「新たな市場の開拓を目指す取組」とは、県外に店舗や営業所等を新たに出店し、事業を営むこと（ただし、フランチャイズ契約を結び、県内事業者がフランチャイジーとして県外へ展開する事業は除く）とする。 ・「県内事業所の雇用の維持・拡大」とは、県内の雇用が1人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ、人件費が一定程度増加すること。 ・「付加価値の向上」とは、雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること。

別表 3（第 4 条関係）

補助対象経費の概要

① 県内本社整備

科 目	内 容 等
総務・業務等のシステム構築費または改修費	・ 県内本社と県外店舗等を結ぶ、人事、経理等の管理システムや顧客管理、在庫管理、販売、受発注等の業務システムの構築や増強、改修等の経費
総務・業務等のシステム関連機器の購入費又はリース費	・ 県内本社と県外店舗等を結ぶ、人事、経理等の管理システムや顧客管理、在庫管理、販売、受発注等の業務システムの構築等に伴い必要となる関連機器の購入又はリース料・レンタル料
備品購入費	・ 新たに県外展開を行うために県内本社等に設置する備品の購入費（単価 10 万円以上のもので、消耗品を除く）
改修費	・ 県外展開するために必要な県内本社の機能強化に係る改修費

② 県外拠点整備

科 目	内 容 等
広報費	・ 広告媒体活用のために支払う経費など
印刷製本費	・ パンフレット、チラシ及び冊子制作等に要する費用など
借損料	・ 各種物品等の賃借料、リース料・レンタル料など
旅費	・ 事業者が県外展開の取組等を行う際に必要な旅費
備品購入費	・ 県外店舗等に設置する備品の購入費（単価 10 万円以上のもので、消耗品を除く）
消耗品費	・ 県外店舗等に設置する消耗品の購入費（単価 5 万円以上 10 万円未満のもので、事務用品を除く）
改修費	・ 進出先に新たに設置する店舗等の改修に必要な費用
人材採用経費	・ 人材募集にかかるメディア掲載費など

別表 4（第 6 条関係）

審査基準

事業区分	審査基準
（共通） 県内本社整備事業 県外拠点整備事業	現状分析の適切性 ・ 本事業により実現したい経営目標が具体化されているか 補助事業の適切性 ・ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか 事業の実施体制 ・ 補助事業実施のための体制や最近の財務状況

	等から、補助事業を適切に遂行できると見込まれるか 計画の妥当性 ・補助金交付額等に対して、想定される売上・収益の規模等の費用対効果が高いか 事業の継続性 ・補助事業が完了した年度の翌年度から少なくとも5年間は、県外での事業を継続する見込みがあるか 事業実施後の効果等 ・本事業により高い付加価値の創出や賃上げを実現する目標値が設定されており、島根県地域経済の発展に寄与することが期待できるか 県内中小企業への優先発注に努めているか
--	--